

最高裁秘書第209号

令和3年2月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年1月25日に答申（令和2年度（最情）答申第42号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年7月1日（令和2年度（最情）諮詢第8号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第42号）

件名：内閣府大臣官房人事課に対する叙位対象者の推薦手続が書いてある文書の
不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「最高裁が、内閣府大臣官房人事課に対し、叙位対象者を推薦する際の手続
が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示
の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得
していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当であ
る。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和2年3月19日付で原判断を行ったところ、取扱
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める
諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「叙位の協議・推薦から発令までの手続」と題する文書によれば、叙位対象
者に関して、最高裁判所が関係団体と推薦協議をしたり、内閣府に対して推薦
したりする際の手続を定めた文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

叙位の手続は、叙勲の手続と相当程度共通しており、最高裁判所が内閣府大
臣官房人事課に対して叙位対象者を推薦する際には、叙勲の手続を参考に、先
例に基づいて行っている。

したがって、本件開示申出文書を作成又は取得する必要はなく、本件開示申

出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和2年7月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月18日 | 審議 |
| ④ 令和3年1月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、叙位の手続は、叙勲の手続と相当程度共通しており、最高裁判所が内閣府大臣官房人事課に対して叙位対象者を推薦する際には、叙勲の手続を参考に、先例に基づいて行っているとのことである。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、叙勲対象者を推薦する際の手続について記載された文書には、候補者の推薦も含めた事務の内容や各種書類の文例・様式について詳細に記載されていることが認められる。このことも踏まえるならば、叙位対象者の推薦手続は、叙勲の手續を参考に、先例に基づいて行っていることから、本件開示申出文書については作成し又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委員門口正人

委員長戸雅子